

北上市告示甲第27号

北上市空家等解体撤去事業補助金交付要綱（令和2年北上市告示甲第28号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月26日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
（補助対象者） 第4 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象空家等の解体及び撤去のための工事（以下「解体撤去工事」という。）を実施しようとする者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) [略] (2) <u>第8の規定による交付申請をしようとする時点において、満年齢70歳以上で住民税非課税であること。</u> (3)～(6) [略] 2 [略] （補助金の交付申請） 第8 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北上市空家等解体撤去事業補助金交付申請書（様式第1号）及び誓約書兼同意書（様式第2号）に次に掲げる	（補助対象者） 第4 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象空家等の解体及び撤去のための工事（以下「解体撤去工事」という。）を実施しようとする者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) [略] (2) <u>市町村民税（特別区民税を含む。）が非課税であること。</u> (3)～(6) [略] 2 [略] （補助金の交付申請） 第8 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北上市空家等解体撤去事業補助金交付申請書（様式第1号）及び誓約書兼同意書（様式第2号）に次に掲げる

書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1)～(5) 〔略〕 <u>(6)</u> 住民票 <u>(7)</u> 〔略〕 <u>(8)</u> 〔略〕 <u>(9)</u> 〔略〕 <u>(10)</u> 〔略〕 <u>(11)</u> 〔略〕	書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1)～(5) 〔略〕 <u>(6)</u> 〔略〕 <u>(7)</u> 〔略〕 <u>(8)</u> 〔略〕 <u>(9)</u> 〔略〕 <u>(10)</u> 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	